

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、経理業務に従事していた。
- 2 請求人によると、会社代表取締役から経理を手伝って欲しいと依頼され、平成〇年〇月中旬から自宅において、経理業務のうち決算処理を行っていたところ、会社に依頼しても必要なデータが送付されないにもかかわらず、会社の代表取締役からは処理終了の催促を受けたことなどからイララするようになり、首の後ろがかゆくなる症状が出現したという。請求人は、同年〇月からCクリニックを受診し、皮膚疾患の治療を継続していたが、同年〇月〇日から同クリニックにおいて「うつ病」の治療を開始した。請求人は、同年〇月〇日、会社に出勤して経理業務に従事していたところ症状が悪化したため、平成〇年〇月〇日、Dクリニックを受診し、「うつ病」と診断され、平成〇年〇月〇日、Eホスピタルに転医し「うつ病」と診断された。
- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をし

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、G医師作成の意見書をはじめ、受診医療機関の医師作成の意見書を踏まえ、請求人の心身の変調等から、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病し、その後寛解することなく悪化したものと述べており、当審査会としても、請求人の症状及び医療機関への受診の経緯等からみても、F医師の意見は妥当であると判断する。

(2) 請求人は、平成〇年〇月から同年〇月までの自宅で作業を行っていた期間についても、会社に雇用されていたものであると主張するが、会社と雇用契約関係が締結されていたことを証する書類等はなく、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人が労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者であったと認めることはできない。したがって、当該時期に請求人が従事した作業が、仮に大きな負荷がかかるものであったとしても、認定基準が定める業務上の出来事であるとは認められない。

(3) 請求人は、会社において業務に従事することとなつた平成〇年〇月以降において、過重な労働のために症状が悪化したとも主張し、同時期の労働が過重であるものであったことの証左として、会社に対する民事損害賠償訴訟の訴状に

添付された時間外労働時間の計算書を提出している。当審査会においては、請求人が、この時期会社において業務に従事した状況やその経緯について精査したところ、一定の業務量があったことは事実であると推認されるも、H代表取締役等が繰り返し終業時間を守るよう指示していた経緯や、「朝、起きられないから」といった事情で泊まり込む等、請求人側の個人的な理由で、長時間会社に居残ったという状況を勘案すると、業務命令の下職務に従事したものとはいえない、さらに、計算書に記載されているすべての時間について労働時間であったとは判断できないものであり、過重な労働を強いられたとする請求人の主張は認められないものである。

- (4) なお、請求人は、本件疾病が重症化したと主張する平成〇年〇月以降も、会社において業務に従事し、今般、平成〇年〇月分について休業補償給付を請求しているものであるが、仮に、上記の従事期間に本件疾病が重症化したことが事実であるとしても、その後、勤務を継続し得たという事情を勘案すると、本件疾病により新たに休業が必要となったと主張することには、疑念を抱かざるを得ないものであることを付言する。
- (5) このほか、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだすことができなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。